

令和8年6月1日から入院時食事療養費の負担額が変更となります。

厚生労働省の告示に基づき入院時の食事療養費の負担額が下記のとおり変更となります。
御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

	所得区分		変更前 (R8.5.31まで)	変更後 (R8.6.1から)
	70歳未満の方	70歳以上の方	1食につき	1食につき
A	区分ア	現役並Ⅲ	510円	550円
	区分イ	現役並Ⅱ		
	区分ウ	現役並Ⅰ		
	区分エ	一般		
B	C、Dのいずれにも該当しない小児慢性特定疾病児童又は指定特定医療を受ける指定難病の方		300円	330円
C	区分オ 90日目まで	低所得Ⅱ 90日目まで	240円	270円
	区分オ 91日目から	低所得Ⅱ 91日目から	190円	220円
D		低所得Ⅰ	110円	130円

長崎病院 院長